

令和 5 年 5 月 17 日  
総務部情報公開課

令和 4 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について（報告）

令和 4 年度における公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況について、練馬区情報公開条例第 29 条および練馬区個人情報の保護に関する規則第 21 条に基づき、下記のとおり報告する。

## 記

### 1 令和 4 年度公文書の公開状況および個人情報保護制度の運用状況

別添のとおり

### 2 区民への周知

練馬区役所と石神井庁舎の掲示場で公告するほか、区報および区ホームページにおいて、区民への周知を図る。

令和4年度（2022年度）

公文書の公開状況  
個人情報保護制度の運用状況

令和5年5月

練馬区総務部情報公開課

## ○ 公文書の公開状況

練馬区情報公開条例における令和4年度の公文書の公開状況は、つぎのとおりである。

### 1 公文書の公開請求状況

公文書の公開請求件数は2,199件、請求者は350人だった。

請求内容では、「区政一般」に関するものが多く、全体の約38.5%を占めている。

表1 公開請求の内容別件数

公文書の内容	件数(件)
区政一般	846
都市整備・建築・土木	507
教育	259
児童福祉	211
環境・清掃	167
入札・契約など	107
社会福祉	57
保健・衛生・医療	38
議会	7
合計	2,199

表2 公開請求者の内訳

区分	請求者数(人)	件数(件)
区民	94	657
区民以外	49	379
区内の法人・団体など	121	737
区外の法人・団体など	86	426
合計	350	2,199

表3 請求方法

請求方法	請求者数（人）
インターネット	202
窓口	92
ファクシミリ	40
郵送	16
合計	350

表4 公開請求の目的別件数

請求目的	件数（件）
営業活動	1,236
区政の監視、区民参加	712
学問的な調査・研究	162
私的利害の調整	76
請求目的の記載なし	13
合計	2,199

## 2 公文書の公開請求に対する公開決定等の状況など

請求件数（「不存在」と「存否応答拒否」と「取下げ」を除く。）に占める「全部公開」と「部分公開」による公開の割合は約97.5%だった。また、公文書公開に関する審査請求が1件あった。

表5 公開請求処理状況

処理状況	件数（件）
全部公開	986
部分公開	700
非公開	44
不存在	148
存否応答拒否	1
取下げ	320
合計	2,199

表6 公開請求に対する非公開の理由別件数

非公開とした理由	件数（件）
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	450
法人などに関する情報で、法人などの正当な利益を害するもの	270
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	13
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	134
法令等の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	46

※ 同一の公文書に、複数の理由が含まれているものがある。

表7 公開諾否の決定に要した期間

公開諾否の決定期間	件数（件）
1週間以内	25
8日から14日まで	534
15日	515
16日から30日まで ※1	744
31日以上 ※2	61
取り下げられたもの	320
合計	2,199

※1 条例第12条第2項を適用し、決定期間を延長したもの。

※2 条例第13条第1項を適用し、決定期間を延長したもの。（ただし、件数は4年度中に公開諾否を決定したもの。）

## ○ 個人情報保護制度の運用状況

練馬区個人情報保護条例における令和4年度の個人情報保護制度の運用状況は、つぎのとおりである。

### 1 自己情報の開示等請求の処理状況

自己情報の開示等請求件数は172件で、請求者は71人だった。

表1 自己情報の開示等請求状況

区 分	請求者数 (人)	件数 (件)
区民	50	135
区民以外	21	37
合 計	71	172

表2 開示等請求処理状況

開示等請求処理状況	件数 (件)
開示請求	
全部開示	90
部分開示	63
非開示	4
不存在	10
取下げ	3
外部提供中止請求	
応じる	0
応じられない	2
合 計	172

※ 訂正請求、削除請求および目的外利用中止請求については請求実績なし

表3 諾否の決定に要した期間

諾否の決定期間	件数（件）
1週間までに決定したもの	8
2週間までに決定したもの	103
15日かかったもの	41
20日かかったもの	0
決定期間を延長したもの	17
取り下げられたもの	3
合計	172

## 2 業務の登録の状況

個人情報収集の目的や利用方法を明らかにするため、個人情報を扱う区の業務を登録している。令和5年3月末現在の登録数は500件である。

## 3 個人情報ファイルの登録の状況

実施機関は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録される個人の範囲等を登録している。令和5年3月末現在の登録数は287件である。

## 4 業務の委託の状況

個人情報を取り扱う業務の処理を区の機関以外のものに依頼しようとするときは、あらかじめ「情報公開および個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）」の意見を聴くとともに、個人情報の保護に必要な措置を講じている。令和5年3月末現在の外部委託の業務数は617件である。

## 5 目的外利用および外部提供の状況

個人情報は、収集した目的の範囲内で利用するのが原則である。ただし、本人が同意している場合や法令で認められている場合、審議会に意見を聴き実施機関が必要であると認める場合などに限り、区の内部でほかの目的に利用したり（目的外利用）、区の外部に提供したり（外部提供）することができる。令和4年度の目的外利用の延べ人数は、2,488,784人、外部提供の延べ人数は369,828人である。

## 6 区の電子計算組織と区以外の電子計算組織との結合状況

実施機関は、管理個人情報を提供し、または提供を受けるため、区の電子計算組織と区の機関以外のものの電子計算組織とを通信回線等により結合するときは、あらかじめ審議会の意見を聴いている。令和5年3月末現在の結合件数は84件である。

## 7 特定個人情報保護評価における第三者点検の実施状況

第三者点検の実施のために設置した「特定個人情報保護評価等実施委員会」による点検を下記のとおり実施した。

表4 全項目再評価（2事務）

第三者点検事務名	所管課名	点検実施日
予防接種に関する事務	保健予防課 住民接種担当課	令和4年6月27日
予防接種に関する事務	保健予防課 住民接種担当課	令和4年10月25日

## 8 個人情報に係る事務処理ミス

令和4年度に発生した個人情報に係る事務処理ミスは、つぎのとおりである。

表5 個人情報に係る事務処理ミス

	種別	内容	原因	所管
1	誤交付 (2)	【4年7月】 生徒の歯科検診結果を別の生徒に配付（9名分）	配付文書のダブルチェックを怠ったため	教育指導課
2		【5年3月】 （委託事業者）マイナンバーカード交付業務において、内部事務用の申請者リストを申請者に交付（50名分）	交付文書の確認を怠ったため	区民事務所 担当課
3	誤送付 (9)	【4年4月】 指定葬儀場使用料助成の申請のために提出された住民票を郵送にて返却する際、別人に送付（1名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	地域振興課
4		【4年4月】 3歳児健康診査の通知書送付時に同封する個人情報記載のアンケートを、別人に送付（1名分）	同上	豊玉保健相談所

	種 別	内 容	原 因	所 管
5		【4年4月】 高額療養費の相続人への給付にあたり、別人のシステム入力画面に相続人情報を入力し、支給決定通知書を送付（1名分）	入力内容のダブルチェックが不十分であったため	国保年金課
6		【4年8月】 （委託事業者）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書を送付する際、別人の個人情報が記載された印刷物を送付（1名分）	送付文書のダブルチェックを怠ったため	福祉部管理課
7		【4年8月】 （委託事業者）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書の不足書類の提出を依頼する際、別人の個人情報が記載された申請書類の写しを送付（1名分）	同上	福祉部管理課
8		【4年8月】 保育料減額適用通知書を一齐送付する際、通知書を別人に送付（1名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	保育課
9		【4年10月】 子ども医療助成費支給決定通知書を送付する際に、別人の通知書を同封して送付（1名分）	同上	子育て支援課
10		【4年11月】 （委託事業者）国保特定健康診査の結果を電子データ化する際、同一住所の家族の健診結果を取違えて入力し、送付（2名分）	入力内容のダブルチェックが不十分であったため	健康推進課
11		【4年12月】 保育園の利用保留通知書等を送付する際、誤って転居前住所に送付（1名分）	送付文書のダブルチェックが不十分であったため	保育課

	種 別	内 容	原 因	所 管
12	誤廃棄 (2)	【4年8月】 (指定管理者) 地域移行支援事業に係る記録を保管中に、契約書類等を廃棄(1名分)	文書の管理体制が不十分であったため	障害者施策推進課
13		【5年1月】 (委託事業者) 区民事務所でマイナンバーカードを受け入れる際に、カード1枚を移送時の紙箱とともに廃棄(1名分)	同上	区民事務所担当課
14	紛失 (4)	【4年4月】 (委託事業者) 区民から提出された練馬区いきがいデイサービス事業利用更新申請書を、区に提出する際に紛失(10名分)	同上	高齢社会対策課
15		【4年6月】 (委託事業者) 屋外に置いていた校庭開放利用者受付名簿を強風で飛ばされ紛失(31名分)	同上	子育て支援課
16		【4年8月】 (委託事業者) 新聞末購読世帯への区報配布業務において、配布リストを強風で飛ばされ紛失(25名分)	同上	広聴広報課
17		【5年2月】 学童クラブにおいて受付した延長申請書を交換便で所管課に送付する過程で、当該書類を紛失(1名分)	同上	子育て支援課
18	誤送信 (2)	【4年9月】 (委託事業者) ねりま若者サポートステーション利用者の情報を、本人の希望により就業を希望する会社にメール送信する際、パスワードをかけずに別の会社へ送信(1名分)	メール送信時の内容確認が不十分であったため	青少年課

	種 別	内 容	原 因	所 管
19		【4年9月】 区ホームページの問い合わせメール フォームからの問い合わせに対し、別 人のアドレスに個人情報を含む回答 を送信（1名分）	同上	危機管理課
20	消失 （1）	【4年5月】 （委託事業者）専用システム上で提出 された新型コロナワクチンに係る申 請の添付ファイルをサーバメンテナ ンス中に消失（7名分）	メンテナンス作業実施時 のルールが不十分であっ たため	情報政策課
21	その他 （1）	【4年8月】 国外から練馬区への転入受付の際、誤 った情報を住民登録システムに入力 （1名分）	入力内容のダブルチェッ クが不十分であったため	戸籍住民課